

【地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律により船橋市都市計画税条例のうち令和7年4月1日施行を予定している内容】

規定の整備

(附則第3項、附則第15項)

地方税法等の改正（項ずれ）に伴う規定の整備